

職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十一日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第二十八号

職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第一条 職員の給与の支給に関する規則(昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項第一号イ中「百分の九十九以上百分の百六十以下」を「百分の百五以上百分の百七十以下」に、「百分の百二十五以上百分の二百以下」を「百分の百三十一以上百分の二百十以下」に改め、同号ロ中「百分の八十八以上百分の九十九未満」を「百分の九十三・五以上百分の百五未満」に、「百分の百十一以上百分の百二十五未満」を「百分の百十六・五以上百分の百三十一未満」に改め、同号ハ中「百分の七十七」を「百分の八十二」に、「百分の九十四」を「百分の九十九」に改め、同号ニ中「百分の七十七未満」を「百分の八十二未満」に、「百分の九十四未満」を「百分の九十九未満」に改め、同項第二号イ中「百分の三十七・五超」を「百分の四十超」に、「百分の四十七・五超」を「百分の五十超」に改め、同号ロ中「百分の三十七・五」を「百分の四十」に、「百分の四十七・五」を「百分の五十」に改め、同号ハ中「百分の三十七・五未満」を「百分の四十未満」に、「百分の四十七・五未満」を「百分の五十未満」に改める。

(職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則(平成十八年広島県人事委員会規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項第一号イ中「百分の九十九」を「百分の百五」に改め、同号ロ中「百分の八十八」を「百分の九十三・五」に改め、同号ハ中「百分の八十」を「百分の八十五」に改め、同項第二号中「百分の三十七・五」を「百分の四十」に改める。

附則第三項中「百分の八十八以上百分の八十八未満」を「百分の八十五以上百分の九十三・五未満」に改める。

附則

この人事委員会規則は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定及び第二条の規定による改正後の職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。